

「中小企業者等燃料価格高騰対策緊急支援金」

給付事業実施要領

【受付期間】

2023年1月10日（火）～2023年2月10日（金）

※2月10日当日消印有効

【申請方法】

提出書類を下記申請先に郵送にて提出してください。

（到着確認のお問い合わせには応じかねるため、必要に応じて簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。）

【申請先】

〒030-0812

青森市堤町2丁目1-1

中小企業者等燃料価格高騰対策緊急支援金事務局 宛

【問合せ先（電話相談窓口）】

電話番号 0120-96-1229（通話料無料）

※平日9:00～17:00

（土日祝日、12月29日（木）～令和5年1月3日（火）を除く）

第1版

2022年12月23日

青 森 県

目次

1	概要	．．．．．	1 ページ
2	支援金の名称	．．．．．	1 ページ
3	給付額	．．．．．	1 ページ
4	対象者	．．．．．	1 ページ
	要件 1 減収要件	．．．．．	3 ページ
	（1）対象連続月と比較連続月の合計事業収入の考え方	．．．．．	4 ページ
	（2）【特例】開業間もないため比較連続月との比較ができない場合	．．．．．	6 ページ
	（3）【特例】事業承継した場合（個人事業主）	．．．．．	7 ページ
	（4）【特例】法人成りの場合（法人）	．．．．．	8 ページ
	（5）【特例】合併した場合（法人）	．．．．．	8 ページ
	要件 2 事業継続意思要件	．．．．．	9 ページ
	要件 3 事業収入要件	．．．．．	9 ページ
5	燃料価格高騰対策支援金の申請	．．．．．	11 ページ
	（1）申請受付期間	．．．．．	11 ページ
	（2）申請方法	．．．．．	11 ページ
	（3）申請書の入手方法	．．．．．	11 ページ
	（4）燃料価格高騰対策支援金に関する電話相談窓口	．．．．．	11 ページ
6	申請に必要な書類	．．．．．	12 ページ
7	給付の決定	．．．．．	16 ページ
8	宣誓・同意事項	．．．．．	16 ページ

「中小企業者等燃料価格高騰対策緊急支援金」給付事業実施要領

1 概要

新型コロナウイルス感染症の長期化に加え電力・ガス料金等の高騰により売上が減少している県内中小企業者等に対し、事業継続の下支えを図るため支援金を給付する。

2 支援金の名称

中小企業者等燃料価格高騰対策緊急支援金
(略称「燃料価格高騰対策支援金」)

3 給付額

1 事業者あたり 法人 10 万円 個人事業主 5 万円 (定額)
(県内に複数の事業所がある場合でも、給付額は変わらない。)

4 対象者

2022 年 11 月 1 日時点で、県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主^{※1}であって、次の要件 1 から 3 を全て満たす者

※1 「中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主」の範囲は、
下記①の中小企業者（会社及び個人事業主）又は②に該当する法人

①中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（会社及び個人事業主）

業 種	中小企業者の要件 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
ア 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（イ～エを除く）	3 億円以下	300 人以下
イ 卸売業	1 億円以下	100 人以下
ウ サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
エ 小売業	5,000 万円以下	50 人以下

★ 個人事業主においては、原則として、収入を所得税確定申告書における「事業収入」として申告している者であることとする。

ただし、同申告書において、収入を「不動産」「給与」「雑所得」として申告している場合は、事業実態を確認する資料により個別に判断する。

② ①に該当しない団体であって法人格を有する者（中小企業以外の法人）

特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、企業組合、事業協同組合など。但し、以下の者は対象外となる。

<対象外となる者>

- 県が実施する以下の事業に係る支援金等の給付を受ける事業者
 - ・ 私立学校物価高騰対策事業費補助（総務学事課）
 - ・ 地域公共交通事業継続特別対策事業費補助（交通政策課）
 - ・ 貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策事業費補助（交通政策課）
 - ・ 医療・福祉施設等物価高騰対策支援金（健康福祉政策課）
- 農林水産収入を主とする事業者
- 国、県、市町村
- 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に規定する公共法人
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- 青森県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月青森県条例第 9 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び第 5 条第 2 号に規定する暴力団員に該当する事業者、当該暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している事業者
- 政党その他の政治団体
- 宗教上の組織若しくは団体
- 任意団体
- その他、本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

要件 1 減収要件

事業収入^{※2}に伴う税の申告をしており、かつ、2022 年 1 月から 12 月の間で連続する 2 か月（以下「**対象連続月**」という。）の合計事業収入が 2019 年、2020 年、2021 年のいずれかの年（以下「**基準年**」という。）の同期^{※3}比で 30%以上減少していること。

※2 「事業収入」は、商品・製品の販売やサービスの提供などの営業活動によって得た収入（原価を含む）とする。

- ★ 中小企業では、法人税確定申告書別表一における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとし、「損益計算書」の「売上高」のこととする。（営業外収益、特別損益及び雑収入は含まない。）
- ★ 中小企業以外の法人においても同様の考え方を用いることとし、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入など株式会社等という営業外収益、特別損益及び雑収入に当たる金額を除き、法人の事業活動の対価として得られた恒常的な収入（会費、事業収益、国・地方公共団体からの受託事業収入等）のこととする。
- ★ 個人事業主では、所得税の確定申告書第一表における「収入金額等」の欄の「事業収入」によることとし、原則として、当該収入を申告している者を対象とする。
- ★ 本店又は主たる事業所が県外にある場合は、青森県内のみの事業所の事業収入で比較し、減収要件を満たすこととする。

※3 基準年における対象連続月と同期の連続 2 か月とし、「**比較連続月**」という。

<合計事業収入算定に係る他の給付金等の取り扱い>

新型コロナウイルス感染症対策として、国、県及び市町村等から支払われた支援金^{※4,5}等の現金給付を受けている月については、当該現金給付を除いて合計事業収入の金額を算定するものとする。

※4 国による支援金等

持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金、小規模事業者持続化補助金、一時支援金、月次支援金、事業復活支援金等

※5 青森県による支援金等

青森県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金、青森県新しい生活様式対応推進応援金、青森県中小企業等事業継続支援金等

<減収率^{※6}の算定方法>

$$\text{減収率} = \{ \text{比較連続月の合計事業収入額 (B)} - \text{対象連続月の合計事業収入額 (A)} \} \div \text{比較連続月の事業収入額 (B)} \times 100$$

※6 減収率 30%以上を給付対象とする。

(万円)

2019 年、 2020 年又 は 2021 年 (基準年)	比較連続月											
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
事業収入	80	90	110	120	80	90	100	100	90	80	80	120

2022 年の 1 月～12 月の間で連続する任意の 2 か月を選択し、
2019 年、2020 年又は 2021 年の同期と比較

2022 年	対象連続月											
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
事業収入	80	50	60	90	50	60	50	60	70	60	70	80

$$A \text{ (対象連続月の合計事業収入)} = 50 + 60 = 110$$

$$B \text{ (比較連続月の合計事業収入)} = 90 + 110 = 200$$

$$\text{減収率} = (B - A) \div B \times 100 = (200 - 110) / 200 \times 100 = 45\% \geq 30\%$$

(1) 対象連続月と比較連続月の合計事業収入の考え方

① 法人

ア) 法人税確定申告を行っている法人

売上台帳など対象連続月の属する事業年度の確定申告の基礎となる任意の書類に記載する対象連続月の合計事業収入と、基準年の法人税確定申告書に添付されている「法人事業概況説明書」の控え裏面の「月別の売上高等の状況」欄の「売上(収入)金額」のうち比較連続月の欄に記載されている合計事業収入とを比較する。

イ) 中小企業以外の法人などで法人税確定申告を行っていない法人

比較連続月の合計事業収入を確認する書類がない場合は、対象連続月の合計事業収入と、基準年の属する事業年度の年間事業収入を 12 で割った月平均額を 2 倍した額を比較連続月の合計事業収入とみなし、比較することとする。

(万円)

2019 年、 2020 年又 は 2021 年 (基準年)	比較連続月											
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
事業収入	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

対象連続月と比較連続月が属する事業年度の年間事業収入を
12 で割った月平均額を 2 倍した額と比較

2022 年	対象連続月											
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
事業収入	80	50	60	90	50	60	50	60	70	60	70	80

A (対象連続月の合計事業収入) = 50+60=110

B (比較連続月の合計事業収入) = (100×12)/12×2=200

減収率= (B - A) / B × 100 = (200-110) / 200 × 100 = 45% ≥ 30%

② 個人事業主

ア) 事業収入による所得税確定申告を行っている個人事業主

アー 1 青色申告者で所得税青色申告決算書に月別事業収入の記載がある個人事業主

対象連続月の合計事業収入と、基準年の確定申告に添付する「所得税青色申告決算書」の「月別売上 (収入) 金額及び仕入金額」欄の「売上 (収入) 金額」のうち比較連続月の欄に記載されている合計事業収入とを比較する。

アー 2 青色申告者で所得税青色申告決算書を提出していない、同決算書に月別事業収入の記載がない、及び白色申告の個人事業主

基準年の月別の月間事業収入が確認できないことから、対象連続月の合計事業収入と、比較連続月の属する事業年度の所得税の確定申告書第一表における「収入金額等」の欄の「⑦事業 営業等」を 12 で割った月平均額の 2 倍の額を比較連続月の合計事業収入とみなし、比較することとする。

イ) 事業収入以外で所得税確定申告を行っている個人事業主

イー 1 雑所得・給与所得で所得税確定申告を行っている個人事業主

対象連続月の月間業務委託契約等収入^{※7}と、基準年の業務委託契約等収入の月平均額 (基準年の確定申告書第一表の「収入金額等」の欄の「⑩給与」、「⑦雑 業務」及び「⑨雑 その他」欄に記載される収入金額のうち、業務委託契約等収入であるものを 12 で割った月平均の 2 倍の額) を比較連続月の合計事業収入とみなし、比較することとする。

なお、確定申告書第一表の「収入金額等」の「事業」欄に記載がある場合は、「収入金額等」の欄の「事業収入」を 12 で割った月平均額の 2 倍の額を上記に額に加え、比較することとする。

※7 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの。

★本特例での申請ができる事業者の要件

基準年以前から、「業務委託契約等収入」があり、当該収入が事業活動によるものであることを証拠書類等により証明できること。

イー2 不動産所得で所得税確定申告を行っている個人事業主

事業活動から得られた収入が、所得税確定申告書第一表における「収入金額等」の欄（「総合譲渡」、「一時」を除く。）の「㊟不動産」であっても、当該収入を事業収入とみなし、比較することとする。

（2）【特例】開業間もないため比較連続月との比較ができない場合（法人・個人事業主）

2021年11月2日以降に開業した場合は、対象連続月に対応する比較連続月がないため、以下の開業特例を用いることとする。

開業した日の属する月の翌々月（開業日が月初めの場合は、開業した日の属する月の翌月）から2022年12月までの任意のひと月を「対象月」、開業した日の属する日の翌月（開業日が月初めの場合は開業した日の属する月）から当該対象月の前月までのいずれか任意のひと月を「比較月」として、「対象月」の事業収入が「比較月」の事業収入と比較して、30%以上減少していること。

★2022年11月1日以前より、事業を営んでいる事業者が対象。

<例 開業特例①>

2021年11月2日開業の場合

対象月は、2022年1月～12月の任意のひと月（例の場合2022年6月）

比較月は、2021年12月～対象月前月までの任意のひと月（例の場合2022年2月）

（万円）

2021年											開業月	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	60

2022年		比較月				対象月						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入	80	90	70	60	50	50	80	60	50	60	50	60

A（対象月の事業収入）＝50

B（比較月の事業収入）＝90

減収率＝（B－A）／B×100＝（90－50）／90×100＝44% ≥ 30%

<例 開業特例②>

2022 年 8 月 1 日開業の場合

対象月は、2022 年 9 月～12 月の任意のひと月(例の場合 2022 年 11 月)

比較月は、2022 年 8 月～対象月前月までの任意のひと月(例の場合 2022 年 9 月)

(万円)

2022 年								開業月	比較月		対象月	
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
事業収入	-	-	-	-	-	-	-	30	80	80	40	50

A (対象月の事業収入) = 40

B (比較月の事業収入) = 80

減収率 = (B - A) / B × 100 = (80 - 40) / 80 × 100 = 50% ≥ 30%

<例 開業特例③>

2022 年 11 月 1 日開業の場合

対象月は 2022 年 12 月、 比較月は 2022 年 11 月

(万円)

2022 年											開業月 比較月	対象月
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
事業収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	80	40

A (対象月の事業収入) = 40

B (比較月の事業収入) = 80

減収率 = (B - A) / B × 100 = (80 - 40) / 80 × 100 = 50% ≥ 30%

(3) 【特例】事業承継した場合（個人事業主）

事業承継により、対象連続月に対応する比較連続月がない場合は、事業承継するまで事業を行っていた者の 2019 年、2020 年又は 2021 年のいずれかの同期比で、30% 以上減少していることとする。

<例 事業承継特例>

(万円)

2019 年、 2020 年又は 2021 年 (前事業主)		比較連続月										承継
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
事業収入	80	100	120	90	100	110	100	90	80	100	90	120

2022 年 (承継を受け た事業主)		対象連続月										
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
事業収入	90	60	70	60	50	60	60	60	60	60	60	60

A（対象連続月）＝60+70=130

B（比較連続月）＝100+120=220

減収率＝（B－A）／B×100＝（220－130）／220×100＝40% ≥ 30%

（４）【特例】法人成りの場合（法人）

法人成りにより、対象連続月に対応する比較連続月がない場合は、個人事業主として事業を行っていた2019年、2020年又は2021年のいずれかの同期比で、30%以上減少していることとする。

★個人成りの場合は、法人時の事業収入と比較せず、開業特例を用いて判断する。

＜例 法人成り特例＞

（万円）

2021 年 （個人事業主）		比較連続月										法人 成り
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
事業収入	80	100	120	90	100	110	100	90	80	100	90	120

2022 年 （法人）		対象連続月										
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
事業収入	90	60	70	60	50	60	60	60	60	60	60	60

A（対象連続月）＝60+70=130

B（比較連続月）＝100+120=220

減収率＝（B－A）／B×100＝（220－130）／220×100＝40% ≥ 30%

（５）【特例】合併した場合（法人）

合併により、対象連続月に対応する比較連続月がない場合は、合併前の各法人の合計事業収入において、2019年、2020年又は2021年のいずれかの同期比で、30%以上減少していることとする。

＜例 合併特例（X社とY社が合併してZ社になった場合＞

（万円）

2021 年		比較連続月										合併
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
事業収入X社	80	100	120	90	100	110	100	200	220	210	190	180
事業収入Y社	70	90	110	80	90	100	90	90	90	90	90	90

2022 年		対象連続月										
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
事業収入Z社	160	130	120	130	130	140	130	130	130	130	130	130

A（対象連続月）＝130+120=250

B（比較連続月）＝100+120+90+110=420

減収率＝（B－A）／B×100＝（420－250）／420×100＝40% ≥ 30%

要件2 事業継続意思要件

2022年11月1日時点において、青森県内で事業を営んでおり、今後も青森県内で事業を継続していく意思があること。

★誓約書（様式2）にて、事業継続意思を確認。

要件3 事業収入要件

【原則】直近の事業年度における事業収入が、法人240万円以上、個人事業主120万円以上であること。

【特例】開業間もない事業者の事業収入要件

（1）開業特例①（2021年1月2日から2021年11月1日までの間に開業した場合）

開業した日を含む直近の事業年度が12ヶ月未満の場合は、法人20万円、個人事業主10万円に、開業した日の属する月の翌月（開業した日が月初めの場合は開業した日の属する月）から最初の決算月までの月数を乗じた金額を適用することができる。

<例 開業特例①-1>

個人2021年2月2日開業、12月決算の場合

2021年3月から2021年12月までの月数10ヶ月

個人10万円×10ヶ月=100万円≤115万円 (万円)

2021年		開業月	起算月			10ヶ月						満了月
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入	-	5	10	10	10	10	10	10	15	15	15	10

115万円

<例 開業特例①-2>

法人2021年8月1日開業、3月決算の場合

2021年8月から2022年3月までの月数8ヶ月

法人20万円×8ヶ月=160万円≤195万円 (万円)

2021年								開業月 起算月		8ヶ月		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入	-	-	-	-	-	-	-	15	20	20	30	30

2022年			満了月									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入	20	30	30	50	80	60	50	30	80	80	40	50

195万円

(2)開業特例②(2021年11月2日から2022年11月1日までの間に開業した場合)

法人の場合は20万円、個人事業主の場合は10万円に、開業した日の属する月の翌月(開業した日が月初めの場合は開業した日の属する月)から2022年12月までの月数を乗じた金額を適用する(乗じる月数が12ヶ月を超える場合、法人240万円、個人事業主120万円とする)。

なお、この場合の「直近の事業年度」とは、対象月を含む事業年度とする(決算月未到来の法人も含む)。

また、法人成りについては、個人事業主の下限である120万円を適用する。

<例 開業特例②-1>

2022年1月2日開業の場合

2022年2月から2022年12月までの月数11ヶ月

法人20万円×11ヶ月=220万円≤680万円

個人10万円×11ヶ月=110万円≤680万円 (万円)

2022年	開業月	起算月				11ヶ月						満了月
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入	80	90	70	60	50	50	80	60	50	60	50	60

680万円

<例 開業特例②-2>

2022年8月1日開業の場合

2022年8月から2022年12月までの月数5ヶ月

法人20万円×5ヶ月=100万円≤280万円

個人10万円×5ヶ月=50万円≤280万円 (万円)

2022年								開業月 起算月		5ヶ月		満了月
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
事業収入	-	-	-	-	-	-	-	30	80	80	40	50

280万円

5 燃料価格高騰対策支援金の申請

(1) 申請受付期間

2023 年 1 月 10 日（火）～2023 年 2 月 10 日（金）：当日消印有効

(2) 申請方法

申請者から提出される「6 申請に必要な書類」は、**感染リスク低減を図るため**、下記の申請先に原則として「**郵送**」により受け付けする。

- ★到着確認のお問い合わせには応じかねるため、**必要に応じて簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送すること。**
- ★切手（送料は申請者負担）を貼付の上、封筒に差出人の住所及び氏名を必ず記載すること。

【申請先】

〒030-0812

青森市堤町2丁目1-1

中小企業者等燃料価格高騰対策緊急支援金事務局

(3) 申請書の入手方法

①県庁ホームページからのダウンロード

（インターネットで「青森県 燃料価格高騰対策支援金」を検索）

②以下の申請書配布先で入手

- ・県庁正面玄関受付
- ・県の合同庁舎



ダウンロード

(4) 燃料価格高騰対策支援金に関する電話相談窓口

- ・開設日 12月23日（金）～3月10日（金）までの平日
但し、下記の年末年始期間を休業とする。
2022 年 12 月 29 日（木）～2023 年 1 月 3 日（火）
- ・開設時間 9：00～17：00
- ・電話番号 0120-96-1229（通話料無料）

6 申請に必要な書類

「中小企業者等燃料価格高騰対策緊急支援金申請書」添付資料一覧
法人用（6 ページ）、個人事業主用（7 ページ）のチェックリストの活用を推奨

（１）中小企業者等燃料価格高騰対策緊急支援金申請書（様式１）

（２）事業収入に伴う税の申告をしていることが確認できる書類

① 法人

ア 法人税確定申告を行っている法人（（ア）（イ）いずれも）

（ア）基準年（2019 年、2020 年又は 2021 年のいずれか）の法人税の確定申告書別表一の控え（税務署の収受日付印があるもの）の写し

（イ）直近の事業年度の法人税の確定申告書別表一の控え（税務署の収受日付印があるもの）の写し（（ア）と同一の場合は不要）

★申告書に税務署の収受日付印がない場合は、以下のいずれか

（収受日付印がない場合、次の取扱は、法人及び個人事業主で共通）

- ・税理士のサイン・押印があるもの
- ・電子申告：収受日付印がない申告書の写しに加えて、受信通知を印字したものを追加提出。
- ・その他：税理士作成による証明書類（様式自由）を提出。

イ 中小企業以外の法人などで法人税確定申告を行っていない法人や開業間もないため法人税確定申告を行っていない法人

- ・履歴事項全部証明書、又は根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることがわかる書類の写し

② 個人事業主

ア 事業収入による所得税確定申告を行っている個人事業主

アー１ 青色申告者で所得税青色申告決算書に月別事業収入の記載がある者（（ア）（イ）いずれも）

（ア）基準年（2019 年、2020 年又は 2021 年のいずれか）分の所得税の確定申告書 B 第一表の控え（税務署の収受日付印があるもの）の写し

（イ）直近の事業年度分の所得税の確定申告書 B 第一表の控え（税務署の収受日付印があるもの）の写し（（ア）と同一の場合は不要）

アー２ 青色申告者で所得税青色申告決算書を提出していない者、同決算書に月別事業収入の記載がない者、及び白色申告者（（ア）（イ）いずれも）

（ア）基準年（2019 年、2020 年又は 2021 年のいずれか）分の所得税の確定申告書 B 第一表の控え（税務署の収受日付印があるもの）の写し

（イ）直近の事業年度分の所得税の確定申告書 B 第一表の控え（税務署の収受日付印があるもの）の写し（（ア）と同一の場合は不要）

- ★個人番号（マイナンバー）は黒塗りにするなど見えない状態にすること。
- ★申告書の控えを提出できない場合は、市町村民税・県民税の申告書の第一面（市町村等の収受日付印があるもの）の写しを提出。

イ 事業収入以外で所得税確定申告を行っている個人事業主

((ア) (イ) いずれも)

- (ア) 基準年（2019 年、2020 年又は 2021 年のいずれか）の所得税の確定申告書 B 第一表及び第二表の控え（税務署の収受日付印があるもの）の写し
- (イ) 直近の事業年度分の所得税の確定申告書 B 第一表及び第二表の控え（税務署の収受日付印があるもの）の写し（(ア) と同一の場合は不要）

ウ（特例）開業間もないため所得税確定申告を行っていない個人事業主

- ・ 個人事業の開業届出書の写し

（３）事業収入が確認できる書類

（再掲）

対象連続月：2022 年 1 月から 12 月の間で連続する 2 か月

比較連続月：基準年（2019 年、2020 年又は 2021 年のいずれか）における対象連続月と同期の連続する 2 か月

① 法人

ア 法人税確定申告を行っている法人

（ア）対象連続月の合計事業収入の確認書類

- ・ 対象連続月の合計事業収入がわかるもの
（売上台帳の写しなど、対象連続月の属する事業年度の確定申告の基礎となる書類）

（イ）比較連続月の合計事業収入の確認書類

- a 比較連続月の属する事業年度の法人事業概況説明書（両面）の控えの写し
- b 直近の事業年度の法人事業概況説明書（両面）の控えの写し
（a と同一の場合は不要）

イ 中小企業以外の法人などで法人税確定申告を行っていない法人

（ア）対象連続月の合計事業収入の確認書類

- ・ 対象連続月の合計事業収入がわかるもの
（売上台帳の写しなど、対象連続月の属する事業年度の決算書類の基礎となる書類）

(イ) 比較連続月の合計事業収入の確認書類

- a 比較連続月の属する事業年度の年間事業収入がわかるもの
- b 直近の事業年度の年間事業収入がわかるもの（a と同一の場合は不要）
（学校法人においては「事業活動収支計算書」、社会福祉法人においては「事業活動計算書」、公益財団法人・公益社団法人においては「正味財産増減計算書」等の根拠法令において作成が義務付けられている書類、又はこれに類するもの）

ウ（特例）開業間もないため比較連続月との比較ができない法人

- ・開業した月の翌月（開業日が月初めの場合は開業月）以降、2022 年 12 月までの期間の月別の月間事業収入がわかるもの
（売上台帳の写しなど決算書類の基礎となる書類）

エ（特例）中小企業以外の法人などで法人税確定申告を行っていない法人で、直近の事業年度が 12 か月に満たない法人（ウを除く。9 ページ「要件 3 事業収入要件」【特例】（1）開業特例①を選択しない場合は不要。）

- ・開業した月から当該直近の事業年度の決算期末までの月別事業収入がわかるもの（売上台帳の写しなど決算書類の基礎となる書類）

② 個人事業主

ア 事業収入による所得税確定申告を行っている個人事業主

アー 1 青色申告者で所得税青色申告決算書に月別事業収入の記載がある者

(ア) 対象連続月の合計事業収入の確認書類

- ・対象連続月の合計事業収入がわかるもの
（売上台帳の写しなど、2022 年分の確定申告の基礎となる書類）

(イ) 比較連続月の合計事業収入の確認書類

- ・基準年分の所得税青色申告決算書（P 1～2）の写し

アー 2 青色申告者で所得税青色申告決算書を提出していない者、同決算書に月別事業収入の記載がない者、及び白色申告者

(ア) 対象連続月の事業収入の確認書類

- ・対象連続月の合計事業収入がわかるもの
（売上台帳の写しなど、2022 年分の確定申告の基礎となる書類）

(イ) 比較連続月の合計事業収入の確認書類

- ・基準年分の所得税の確定申告書 B 第一表の控え（税務署の収受日付印があるもの）の写し

イ 事業収入以外で所得税確定申告を行っている個人事業主

(ア) 対象連続月の合計事業収入の確認書類

- ・対象連続月の合計事業収入がわかるもの
(売上台帳の写しなど、2022 年分の確定申告の基礎となる書類)

(イ) 比較連続月の合計事業収入の確認書類

- ・基準年分の所得税の確定申告書 B 第一表及び第二表の控え(税務署の收受日付印があるもの)の写し

(ウ) 業務委託契約等収入の額の確認書類(業務委託契約等収入のある者)

- ・雇用者ではない者との間で締結する業務委託契約等の契約書の写し
- ・基準年分と直近の事業年度分の支払者が発行する支払い明細がわかるもの(支払調書、源泉徴収票など個人番号を塗りつぶしたもの)

ウ (特例) 開業間もないため比較連続月との比較ができない個人事業主

- ・開業した月の翌月(開業日が月初めの場合は開業月)以降、2022 年 12 月までの期間の月別の月間事業収入がわかるもの
(売上台帳の写しなど、2022 年分の確定申告の基礎となる書類)

エ (特例) 直近の事業年度が 12 か月に満たない個人事業主(ウを除く。)

9 ページ「要件 3 事業収入要件」【特例】(1) 開業特例①を選択しない場合は不要。)

- ・開業した月から 2021 年 12 月までの月別事業収入がわかるもの(直近の事業年度分の所得税青色申告決算書(P 1～2)の写し、または売上台帳の写しなど)

(4) 誓約書(様式 2)

(5) 振込先口座が確認できる書類

申請者名義の預金通帳の表紙と表紙の裏の見開き(カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分)の写し

(6) 本人確認書類(個人事業主のみ)

住所・氏名・顔写真等が確認できる書類の写し

(例) 運転免許証(両面)、運転経歴証明書、個人番号カード表面(顔写真のある面※⁸)、写真付き住民基本台帳カード、パスポート(住民票の写しを添付)など

※⁸ 裏面(マイナンバーが記載された面)は提出しないでください。

(7) その他、知事が必要と認める書類

7 給付の決定

- (1) 燃料価格高騰対策緊急支援金の給付・不給付の決定については、県が行う。
- (2) 給付が決定した場合には給付決定通知を、不給付が決定した場合は不給付決定通知を、それぞれ中小企業者等燃料価格高騰対策緊急支援金事務局（委託先）から申請者に送付する。
- (3) 必要な書類が揃ってから 2 週間程度で燃料価格高騰対策支援金を給付する。

8 宣誓・同意事項

申請者は次に掲げる事項について宣誓又は同意の上、誓約書を提出するものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の長期化や電力・ガス料金等の高騰により事業収入が減少している、2022年11月1日時点において、県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人又は個人事業主であって、本支援金の給付を受けた後も、青森県内で事業を継続する意思を有していること。
- (2) 支援金の対象者の要件を満たしており、対象外となる者に該当しないこと。
- (3) 支援金の給付を受けた後で給付決定が取り消された場合は、本支援金の返還に応じること。
- (4) 提出した書類に軽微な記載の誤り等がある場合には、本支援金事務局がその誤りを訂正すること。
- (5) 県や本支援金事務局から、追加書類の提出など検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。
- (6) 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、事業者名が公表されること。
- (7) 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員が、青森県暴力団排除条例（平成23年3月青森県条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団、第5条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員が、申請者の経営に事実上参画していないこと。
- (8) 県が実施する以下の事業に係る支援金等の給付を受けておらず、また今後も受ける予定がないこと。
 - ・ 私立学校物価高騰対策事業費補助（総務学事課）
 - ・ 地域公共交通事業継続特別対策事業費補助（交通政策課）
 - ・ 貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策事業費補助（交通政策課）
 - ・ 医療・福祉施設等物価高騰対策支援金（健康福祉政策課）

不正受給は犯罪であり、既に廃業しているにもかかわらず営業実態があるように見せかける、売上を偽装するなどの虚偽申請は絶対に行わないこと。